

## ゲノム編集技術の利用に関する後代交配種の取扱について（意見）

令和 2 年 9 月 1 5 日  
(一社) 日本種苗協会  
新育種技術小委員会  
委員 南 栄一

1. 現行では国内でゲノム編集で開発した系統は、そのカルタヘナ法及び食品衛生法からの視点に基づき所定の書式で監督官庁に届け出をすることとなっております。これは特定の遺伝子を編集したことによって両法が想定する懸念がないと考えられる旨を申告し、監督官庁において審査を受けゴーサインをいただく仕組みと理解しております。また親系統に他系統を掛け合わせる過程は最終的に編集した箇所以外のゲノム背景をそろえるプロセスであり、ゲノム編集が安全と認められた親からの派生系統は論理的に同じ安全性を有すると考えます。
2. 遺伝子組換え体においても安全性が認められた系統の交配後代は審査対象にはなっておらず、法律の規制対象ではないと判断されたゲノム編集技術について交配後代を届け出の対象とするのは論理的ではないと考えます。
3. 種苗会社の品種開発においては、内外を問わず特定の形質を有する系統を親として、それにはない優良形質を持つ系統を交配することで最終的に複数の優良形質を併せ持つ系統を作出していくこととなります。例えば高収量であるが病気に弱い系統に対して、病気に強い遺伝子を持つ系統を交配し、両方の形質を持つ系統を育成していきます。この時に使われる系統は自社開発のもの、同業他社が開発したもの、国内外の遺伝資源など多岐にわたります。すなわち作物育種がグローバル化の中で科学的検証が可能な痕跡を残さないゲノム編集のリンクを追うことは事実上不可能であると言わざるを得ません。

以上